

平塚市監査委員 市 川 喜久江
同 城 田 孝 子
同 山 原 栄 一
同 秋 澤 雅 久

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
市民病院 経営企画課 病院総務課 医事課
- 2 監査実施日
令和6年4月26日
- 3 監査結果の公表日
令和6年5月31日（平塚市監査委員公表第9号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 （指摘事項） （1） 土地・公舎の賃貸借契約において、月の途中で退職した職員の公舎入居料について、給与控除額の確認漏れにより、還付手続きがされていなかった。 事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	財務に関する事務 （1） 給与控除については、毎月月初めに病院総務課の各担当者が計算した金額を職員課へ報告し、職員課が給与計算システムに入力を行い、給与控除後に職員課から「控除報告用紙」で控除した金額について報告があります。控除後に、「控除報告用紙」の確認がなされていなかったことが原因です。 また、今回の事案では入居者の突然の退去により職員課への報告期限間近で控除金額変更を行うことになりました。庁内ネットワークシステムによる所定の方法で情報伝達を実施しましたが、変更の対応状況についての確認ができていませんでした。 今後の事務処理において、職員課から送付される「控除報告用紙」を担当者にて確

	認し、報告した金額と控除金額を確認できる体制を整えます。 併せて、職員課への報告後に内容について変更を生じた場合は、きめ細やかなやり取りを行い報告内容の修正確認を行う運用に変更します。
--	--

以 上